

Ⅱ 共済金請求関係

【事案Ⅱ－１】人身傷害共済金請求

・ 平成 24 年 7 月 17 日 和解解決

<事案の概要>

追突事故による頸部挫傷、腰背部挫傷等により自動車共済搭乗者特約(倍額)の部位・症状別定額支払表に照らし「背部、腰部またはでん部」の「神経の損傷または断裂」に基づく共済金請求したところ、表の「その他」に該当するとの理由により、請求した共済金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、申立人に対し、部位・症状別定額支払表「背部、腰部またはでん部」の「神経の損傷または断裂」に該当する共済金 182 万円を支払えとの裁定を求める。

- (1) 平成 22 年 7 月、追突される交通事故に遭う。通院治療を受け、頸部挫傷、腰背部挫傷、外傷性椎間板障害、外傷性腰椎神経根障害と診断された。
- (2) 担当医の判断を基に、自動車共済搭乗者特約(倍額)の部位・症状別定額支払表に照らし「背部、腰部またはでん部」の「神経の損傷または断裂」に該当するものと考え、182 万円(1 事故共済金 1 万円 および部位・症状別定額支払共済金 90 万円の倍額)を請求したところ、被申立人から、受傷の部位は「背部、腰部またはでん部」、その症状を「その他」として 22 万円(1 事故共済金 1 万円および部位・症状別定額支払共済金 10 万円の倍額)の支払額との回答であったが、明確な基準および医学的根拠は示されていない。
- (3) 担当医は、「神経の損傷は必ずしもMR I には写らず神経根ブロックでの一時的な改善によるものが他覚的所見に当たる」、また「外傷性腰椎神経根障害が神経の損傷に当たる」と判断しており、被申立人の回答には不服を申し立てている。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 申立人より提出された平成 23 年 5 月作成の N 整形外科担当医の「治療経過に関する意見照会」において、「神経の損傷を含めた広い意味での神経の異常を総称する傷病名であると考えております。」との記載があったので、この内容について当該担当医に面談したところ「神経の損傷を示す他覚的所見はない。自覚症状として腰痛、両下肢の痛み、しびれを訴えている。」「腰部椎間板ヘルニアの傷病がある。」との回答であった。
- (2) 被申立人が取得した平成 23 年 3 月作成の前記担当医の「治療経過に関する意見照会」では、「他覚的な所見の記載は一切ありません。神経根ブロックで症状のある程度が一時的に改善している」との記載があるが、神経の圧迫があったものと判断している。
- (3) 前記担当医の診断書の傷病名には「頸部挫傷」、「腰部挫傷」、「外傷性腰椎間板障害」、「外傷性腰椎神経根障害」と記載されているが、神経の損傷を示す他覚的所見がなく、特に知覚異常などの神経学的異常所見がない。また、平成 22 年 10 月作成の診断書には、「尚、これらの症状は基本的には前回(平成 21 年 5 月交通事故)受傷後より継続している部分が多いと考えられます。」との記載があり、既存障害の影響が強く考えられる。
- (4) 被申立人が取得した平成 23 年 3 月作成の S 整形外科担当医の「治療経過に関する意見照会」には、「神経の損傷または断裂は考えにくいと思います。」記載されている。
- (5) よって、今回の症状は、「部位・症状別定額支払表」の「神経の損傷または断裂」に該当せず、「その他」に該当するものと判断する。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。